

○佐賀県警察被害者連絡実施要領の制定について（例規通達）

平成26年5月19日

佐本刑企発第136号

被害者連絡制度については、「佐賀県警察被害者連絡実施要領の全部改正について（例規）」（平成19年3月28日付け佐本刑企発第56号）に基づき運用しているところであるが、同制度の更なる適切な運用を図るために、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり、佐賀県警察被害者連絡実施要領を制定し、平成26年5月20日から運用することとしたので、確実な被害者連絡の実施に努められたい。

なお、本例規通達の運用開始に伴い、「佐賀県警察被害者連絡実施要領の全部改正について（例規）」（平成19年3月28日付け佐本刑企発第56号）は、廃止する。

別添

佐賀県警察被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下「署長等」という。）が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡（以下「被害者連絡」という。）を確実に実施するため、連絡体制、連絡内容等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者

連絡対象者は、次に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は署長等が必要と認める事件（以下「連絡対象事件」という。）の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則としてその保護者に連絡するものとする。

1 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪で、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪で、未遂を含む。）
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪で、未遂を含む。）
- (4) 強姦罪（刑法第177条の罪で、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪で、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪で、未遂を含む。）
- (7) 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪で、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）

- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪で、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪で、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪で、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪で、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪で、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)、(2)及び(3)のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

第3 被害者連絡の体制等

1 署長等の責務

署長等は、被害者連絡の実施状況を把握し、被害者連絡が確実かつ適切に行われるよ

う必要な措置を講ずるものとする。

2 被害者連絡責任者及び被害者連絡事務担当者の指定等

(1) 被害者連絡を確実にかつ効果的に行うため、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署（以下「警察署等」という。）に被害者連絡責任者及び被害者連絡事務担当者を置くものとする。

なお、警察署等以外の警察本部の所属が被害者連絡を行う場合についても、これに準ずるものとする。

(2) 被害者連絡責任者は、高速隊にあつては副隊長、警察署にあつては連絡対象事件を取り扱う課の課長（課長代理を含む。）をもって充てるものとする。

(3) 被害者連絡責任者は、高速隊にあつては小隊長の中から1人、警察署にあつては連絡対象事件を担当する課の係長（専門官を含む。）又は主任の中から1人を被害者連絡事務担当者に指定するものとする。

3 被害者連絡責任者の任務

被害者連絡責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害者連絡に必要な情報の収集及び管理
- (2) 被害者連絡の実施に係る指示と結果の把握
- (3) 被害者支援を行う警察署の警務課長（課長代理を含む。）との連絡及び調整
- (4) 被害者等から事情聴取を行うなど、事件に直接携わる捜査員等（触法少年事案に携わる警察職員を含む。以下「事件担当捜査員」という。）に対する指導・教養

4 被害者連絡事務担当者の任務

被害者連絡事務担当者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事件担当捜査員及び被害者訪問・連絡を担当する地域警察官に対する連絡及び指導・教養
- (2) 被害者連絡に必要な情報の収集
- (3) 被害者連絡管理簿（別記様式第1号）、被害者連絡経過票（別記様式第2号）、被害者連絡票（別記様式第3号）及び関係資料の管理
- (4) 被害者連絡責任者に対する被害者連絡実施結果の報告

第4 連絡内容等

事件担当捜査員は、被害者連絡を行うに当たっては、当該事件担当課の被害者連絡責任者の指示を受け、被害者等に対して所属及び氏名を教示した上で、その意向に反しない限り、面接、電話等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、「被害者の手引」を交付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

2 捜査状況（被疑者検挙まで）

(1) 身体犯の場合

ア 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね1か月、3か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ア以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(2) 重大な交通事故事件の場合

ア 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

3 被疑者の検挙状況

(1) 被疑者を逮捕した場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者の検挙月日、人定その他必要と認められる事項（以下「人定等」という。）について連絡するものとする。ただし、否認事件、逮捕していない共犯被疑者がいる事件等で、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼす場合は、捜査への支障がなくなった段階で連絡するものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても被疑者を逮捕した場合と同様とする。

被疑者を送致前に釈放した場合は、釈放後速やかにその旨及びその理由について連絡するものとし、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合は釈放後速やかにその旨について連絡するものとする。

(2) 被疑者を在宅で送致した場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者の人定及び送致先検察庁名その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後、身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

(3) 被疑者が少年の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定等を連絡するときは、事前に当該事件の少年事件選別主任者（佐賀県少年警察活動規程（平成20年佐賀県警察本部訓令第3号）第11条に規程する者をいう。以下同じ。）の意見を聴取するものとする。

この場合、人定等を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 触法少年事案の場合

触法少年事案の場合で、児童相談所への送致又は通告を行ったときには、当該事件の少年事件選別主任者の意見を聴取した上で、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定等について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

4 逮捕被疑者の処分状況

被疑者を逮捕し勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁名、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴提起先裁判所名（起訴の場合のみ）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、少年事件の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁名又は送致先家庭裁判所名について連絡するものとする。

5 連絡の際の留意事項

- (1) 被害者等及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡を行うことが適当でないと認められる場合には、被害者連絡を行わないものとする。
- (2) 暴力団犯罪の被害者連絡については、別に定める規程に基づいて実施し、本要領は適用しないものとする。
- (3) 連絡の際には、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないように配慮しなければならない。

なお、少年事件の場合は、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案については、併せて少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和23年法律第164号）の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行わなければならない。

- (4) 被害者連絡を行うときは、被害者等であっても、事後の公判維持に必要な捜査状況など捜査の秘密、捜査に際して知った関係者のプライバシー等、職務上知り得た秘密を不用意に漏らすことのないように注意しなければならない。

特に、交通事故については、賠償等民事訴訟の関係から相互の過失責任等に絶対に触れないように注意しなければならない。

第5 被害者連絡経過票等の作成・管理等

1 被害者連絡管理簿の備付け

署長等は、被害者連絡の実施状況を明らかにして、その積極的な推進に資するため、自所属の連絡対象事件を取り扱う課又は係に被害者連絡管理簿を備え付けるものとする。

2 被害者連絡経過票の作成・管理

- (1) 事件担当捜査員は、事件の認知時等に第1回目の被害者連絡を行ったときは、速やかに被害者連絡経過票に必要事項を記載し、当該事件担当課の被害者連絡事務担当者に引き継ぐものとする。
- (2) 被害者連絡事務担当者は、被害者連絡経過票の提出を受けた場合は、被害者連絡管理簿に必要事項を記載し、署長等に報告するとともに、これを簿冊に編綴して保管するものとする。
- (3) 署長等は、(2)の報告を受けたときは、速やかに被害者連絡経過票の写しを警察本部の事件主管課、刑事企画課及び広報県民課に送付するものとする。
- (4) 警察本部の事件主管課、刑事企画課及び広報県民課は、警察署等から送付を受けた被害者連絡経過票の写しを簿冊に編綴して保管するものとする。
- (5) 被害者連絡事務担当者は、事件担当捜査員から被害者連絡を行った旨の報告を受けた場合はもとより、自ら被害者連絡を行った場合及び被害者等からの問い合わせ等への対応を行ったときは、その経過及び内容を被害者連絡経過票に記載するものとする。
- (6) 署長等が被害者連絡を行うことが適当でないとした場合、当該事件担当課の被害者連絡事務担当者は、その理由を被害者連絡経過票に記載するものとする。

3 被害者連絡の継続と結果報告

事件担当捜査員は、被害者連絡を継続して行う場合は、その都度、当該事件担当課の被害者連絡責任者の指揮を受けるとともに、その実施結果については、被害者連絡票を作成し、当該事件担当課の被害者連絡事務担当者に提出するものとする。

4 事件担当捜査員が不在の場合の被害者等からの問い合わせ等への対応

事件担当捜査員の不在時に、被害者等から問い合わせ等があった場合は、事件担当課の被害者連絡事務担当者が一時的に対応し、確実にその旨を事件担当捜査員に引き継ぐものとする。

第6 関係所属との連携等

1 被害を認知した警察署等による被害者連絡の原則

被害者連絡は、原則として、被害を認知した警察署等が行うものとする。

2 被害者の住居地を管轄する警察署との連携

- (1) 被害を認知した警察署等、被疑者を検挙した警察署等及び被害者の住居地を管轄する警察署が異なる場合には、相互の連携を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。

- (2) 被害者等の住居地が他都道府県警察の管轄にある場合の被害者連絡に関する通報・協力要請は、警察本部の事件主管課を通じて行うものとする。

3 地域部門との連携

- (1) 身体犯の事件担当捜査員は、被害者等の不安を解消するとともに、再被害防止を図るため、被害者等に対し、地域警察官による訪問・連絡活動の要望の有無を確認するものとする。
- (2) 地域警察官による被害者等への訪問・連絡活動に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

4 被害者支援部門との連携

- (1) 被害者連絡責任者は、連絡対象事件を認知したとき及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、警察署の警務課長（課長代理を含む。）にその旨を連絡するものとする。
- (2) 事件担当捜査員は、警察署の警務課被害者支援係と緊密に連携して被害者連絡を行うものとする。

別記様式第1号

被害者連絡管理簿

年 所属：

No.	事 件 名	発生年月日	被害者氏名等	事件担当捜査員	連絡実施状況
		年		課	/
		月 日		係	/
					/
					/
					/
		年		課	/
		月 日		係	/
					/
					/
					/
		年		課	/
		月 日		係	/
					/
					/
					/
		年		課	/
		月 日		係	/
					/
					/
					/

(注) 「連絡実施状況」欄には、被害者連絡を行った月日及び連絡事項を簡記する。

別記様式第2号

被害者連絡経過票

年 所属： 管理簿No 号

※事 件 名							
※発 生 年 月 日	年		月		日		
※被 害 受 理	年 月 日		受理者	課 係氏名			
※被害者の人定 及び被害程度	職業 氏名 (歳)			被 害 程 度			
※被害者連絡の 宛 先 被害者との 関係・電話	住居 職業 氏名 (歳)		TEL	局 番		被害者との関係 被害者の住居地管轄警察署 署 交番・駐在所	
※被害者の手引	交付年月日 年 月 日		交付者				
※犯罪被害給付 制度の教示	教示年月日 年 月 日		教示者 ※ 被害者の手引き又はその他の資料により、制度概要を教示した 場合に記入する。				
※被害者支援係 への連絡	<input type="checkbox"/> 認知		連絡者				
	<input type="checkbox"/> 支給申請の要望		連絡者				
被害者 連絡 状 況	捜査状況の 連絡内容						
	検挙状況の 連絡内容						
	処分状況の 連絡内容						
※参 考 事 項 (相談・問い合わ せ等)							
事件担当捜査員	課		係 階級		氏名		
※地域警察官によ る訪問連絡活動 に対する要望	有 ----- 無	写しの 送 付	送付日 ----- 受理者		送付日 ----- 受理者		送付日 ----- 受理者

(注)本票は、事件担当捜査員が※印欄の事項を記入し、被害者連絡事務担当者に引き継ぐものとする。

別記様式第3号

被害者連絡票

	管理簿No 号		
実施者	課	係	階級 氏名
実施日時	年	月	日 (曜) 午前・午後 時 分
事件名			
発生年月日	年	月	日
実施対象	住居 勤務先 氏名 (歳) TEL 局 番 被害者との関係		
実施方法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
実施内容	<input type="checkbox"/> 捜査状況 <input type="checkbox"/> 検挙状況 <input type="checkbox"/> 処分状況 <input type="checkbox"/> その他()		
連 絡 内 容			
要 望 等			措 置

(注)本票は、事件担当捜査員が被害者連絡を実施した都度、その結果を記載し、被害者連絡事務担当者引き継ぐものとする。

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

別記様式第 3 号